

プチアンジェ上尾 重要事項説明書

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	株式会社 エックス
事業者の所在地	埼玉県上尾市宮本町4番2号
事業者の連絡先	048-788-3800
代表者氏名	代表取締役 外石 馨

(2) 事業の目的

事業の目的	児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児（0歳児～3歳児未満）の保育事業を行う事
運営方針	生活・教育・しつけの揃った家庭的な保育園を目指します。

(3) 保育の概要

種別	企業主導型保育事業(地域型保育事業)				
名称	プチアンジェ上尾				
所在地	埼玉県上尾市柏座1丁目8番22-20号 2階				
連絡先	TEL/FAX 048-871-6315				
施設長氏名	相原 志穂美				
開設年月日	令和3年11月1日				
利用定員	(3号)	0歳児 (3か月～)	1歳児	2歳児	合計
		6人 (連携企業枠3名) (地域枠 3名)	7人 (連携企業枠4名) (地域枠 3名)	7人 (連携企業枠4名) (地域枠 3名)	20人 (連携企業枠11名) (地域枠 9名)
取扱う保育事業の種類	月極保育				
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。				
外部評価の概要	行政による監査を年1～2回受けており、その結果を情報公開しています。				
職員への研修の実施状況	入社前研修・他に自治体が主催の研修への参加				

<p>当園の基本理念 方針</p>	<p><b>【保育理念】</b></p> <p>温かく、家庭的な雰囲気の中で、子ども一人一人が安心して過ごし、優しい気持ちを育む</p> <p><b>【保育目標】</b></p> <p>私たちの園では、異年齢保育を通して、遊びやリトミック、生活から豊かな感性を養い、下記のような子どもに育ててほしいと考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お友だちを大切にできる子ども</li> <li>2. 明るく元気に挨拶をする子ども</li> <li>3. 自分の気持ちを素直に表現できる子ども</li> <li>4. 自ら、基本的な生活習慣を身につけようとする子ども</li> <li>5. 音楽を通して、身体的、感覚的、知的に優れた子ども</li> </ol>
-----------------------	---

#### (4) 施設の概要

園舎	構造	軽量鉄骨造 2階建の 2階	建築年月日	2021年 11月
	延べ	217.48 m <sup>2</sup>	消防届	済
			防火管理責任者	相原 志穂美

#### (5) 主な設備の概要

設備	部屋数	面積
保育室等	3室	57.068 m <sup>2</sup>
調理室	1室	6.21 m <sup>2</sup>
便所	1室 (便器 2)	5.45 m <sup>2</sup>
その他(事務スペース)	1室他	4.29 m <sup>2</sup>
合計	6室	73.018 m <sup>2</sup>

#### (6) 代替園庭

公園名	公園面積	保育園からの距離
共同園庭	31.28 m <sup>2</sup>	1階
春日第1公園	30,000 m <sup>2</sup>	550m

(7) 職員体制 (令和6年4月1日)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1人	1人	0人	
保育士	3人	1人	2人	
保育従事者	2人	1人	1人	

(8) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【2号・3号認定子ども (保育認定)】

提供する曜日	月曜日から日曜日/祝祭日	
保育時間	保育時間	午前7時00分～午後8時00分 (13時間)
延長保育(緊急対応)	保育時間	午後8時01分～午後9時00分
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後8時00分
	土・日・祝日	午前7時00分～午後6時00分

(9) 利用料等

入園料	無し		
利用者負担 (月額保育料)	0歳児：37,100円      1・2歳児：37,000円		
無償化対象世帯 (月額保育料)	0歳児：0円      1・2歳児：0円		
実費徴収	カラー帽子	1回	1,000円
	イベント(バス代)都度	1回	50円
	水で落とせるクレヨン	1回	781円
	でんぷんフエキのり	1回	154円
	スポーツ振興加入費	年1回	210円
その他	(延長保育に係る費用別紙参照)		
その他	リトミック・講師代・ガウディア・教材費・英語等、別途請求させていただきます。		

延長保育について

【1.11時間開所 保育時間7:00～18:00】

月極依頼書	延長保育時間	延長料金	支払い日	当日延長料金	支払い日
記入あり	18:01～18:30	200円/30分	前月25日	400円/30分	当日
	18:31～19:00	300円/30分		600円/30分	
	19:01～19:30	500円/30分		1,000円/30分	
	19:31～20:00	600円/30分		1,200円/30分	

① 月極延長保育料・・・（18時01～20時00分）

月極依頼書	延長保育時間	延長料金	支払い日
記入あり	18:01～18:30	2,000円/30分	前月25日
	18:31～19:00	3,000円/30分	
	19:01～19:30	5,000円/30分	
	19:31～20:00	6,000円/30分	

① 補食時間・・・（18時30分～）

月極依頼書	補食代	支払い日
記入あり	100円/1食	前月25日
記入なし当日	200円/1食	当日

※本園は、上記費用のお支払いを受けた場合は、仕切書を交付いたします。

（諸注意）

料金のご返金は如何なる理由でもご返金できません。

「月極保育依頼書」受領後の保育時間・延長保育時間の変更は速やかに届け出てください。

法律により、保育時間は、通勤時間+保育時間+通勤時間となりますので、それ以外の時間の保育委託は受託できません。

行政指導があった場合には、就労先への勤務確認をさせて頂くことがありますのでご了承ください。

（10）支払方法

支払い内容	支払日	お支払い	交付
月極保育料 翌月分	前月25日	現金	仕切書
延長保育(補食料金別途) (月極記入あり)翌月分	前月25日	現金	
延長保育(補食料金別途) 当日	当日	現金	

- ・月末までにお支払いがない場合、お支払いいただくまで一時預かり料金で保育料を計算し、保育料は日払いでお支払いいただきます。
  - ・集金日については金融機関の関係で早まる場合があります。毎月の園だよりをご確認ください。
  - ・料金の返金はいかなる理由でもご返金できません。
- ※本園は、延長保育料及び補食費のお支払いを受けた場合は、仕切書を交付いたしません。
- ※防犯の為、集金については朝のみ受付と致します。お迎え時は、受け取りは出来かねます。（当日延長料金のみお迎え時にお支払ください。）

#### （11）提供する特定地域型保育の内容

0歳児から3歳未満児の乳幼児にフォーカスした保育施設です。トイレトレーニング、洋服のファスナーの着脱、靴下の着脱など日常生活の訓練を行っております。

① 1日の流れ

1日の流れ			
7:00	開園 自由遊び		
8:30	一斉おむつ交換・排泄		
9:35	おもちゃ片付け・おむつ交換・排泄・手洗い消毒		
9:45	朝の会 ・おはようのうた ・朝のごあいさつ ・今月のうた ・出席確認など		
10:00	牛乳 ・おやつ <u>のうた</u> ・「いただきます！」 ・「ごちそうさまでした！」		
10:10	外出準備		絵本読み聞かせ 紙芝居等
10:15	外遊び ・お散歩 ・公園	雨天時 ・室内遊び ・製作	
11:10	お給食準備	・手洗い消毒	
11:15	お給食「いただきます」		
12:00	「ごちそうさま」		
12:05	午睡準備	・おむつ交換、着替え	
12:20	午睡		絵本読み聞かせ 紙芝居等
15:00	起床	・おむつ交換、排泄 ・手洗い消毒	
15:30	おやつ	・おやつ <u>のうた</u> ・「いただきます！」 ・「ごちそうさまでした！」	
16:00	帰りの会	・さようなら <u>のうた</u> ・さようなら <u>のごあいさつ</u>	
16:20	自由遊び	・おままごと、ブロック等 ・リズム体操 ・絵本読み	
16:50	おむつ交換		
20:00	閉園		
慣らし保育	1ステップ		9:00～11:00(給食前まで)
	2ステップ		9:00～12:00(給食後、お昼寝前まで)
	3ステップ		9:00～15:00(お昼寝目覚めまで)
	4ステップ		9:00～16:00(お帰りの会まで)

☆お子様により個人差がありますので、上記慣らし保育の内容が変更になる場合があります。

## ② 昼食について

昼食・おやつ・補食	・保護者の方へは、前月末ごろに翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	・事前にご相談ください。（医師による生活管理指導表を提出していただきます）
衛生関係	・給食は自園調理されています。 ・食品衛生管理者により献立

※プリスクレールディゾアンジェ（連携保育園）に給食施設完備して調理されております  
昼食及び、午後のおやつ等は、バランスのとれた完全給食を提供いたします。（水道水未使用）

尚、この設備では食品衛生法第52条による「営業許可証」を取得しており、「特定給食施設開始届」を鴻巣保健所に提出しております。（令和6年1月16日届出済み）

※飲料水や、調理用水も一般の水道水は一切使用せずに「純水」を利用していますので、セシウムなど除去されていますので、ご安心ください。

※管理栄養士、栄養士の専門従業員が本部に常駐しておりますので、安心安全な食事を提供いたします。

## ③ 保育所と保護者の連絡について

- ・乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- ・月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

## ④ 個人面談について

日々の保育園からは行事やできごとに関することについてお知らせします。

- ・個人面談：保護者の御意見もいただく場としていますので、希望者は毎月ご提出いただく「保育依頼書」に希望日、時間をご記入ください。

## ⑤ 健康診断等について

- ・内科健診

乳幼児（0～3歳児未満）	入所時及び年2回、嘱託医が検診をします。健診の結果については、健康調査書（日々の成長記録）に記録及び診断結果通知書をお渡しいたします。
--------------	---

- ・歯科検診

乳幼児（0～3歳児未満）	年1回、嘱託医が検診をします。健診の結果については、健康調査書（日々の成長記録）及び診断結果通知書をお渡しいたします。
--------------	---

- ・身体測定

乳幼児（0～3歳児未満）	毎月月末に身長・体重の測定を行います。結果については、健康調査書（日々の成長記録）に記録いたします。
--------------	--

## ⑥ その他

- ・お昼寝用コット、食事用スプーン、スタイ、哺乳瓶等は園で用意いたします。また、使用済みのおむつの持ち帰りはごさいません。
- ・お子様の日ごろの様子でご心配なことがありましたら園に御相談ください。

(12) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園
5月	内科検診
6月	歯科検診
7月	七夕
10月	内科検診
12月	クリスマス会
2月	節分豆まき
3月	ひな祭り・お別れ会・お別れ遠足(2歳児)

(13) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども(保育認定)】

利用者の決定	運営会社が行う利用調整によるものとする。
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)</li> <li>・保護者から退園の申出があったとき(1ヶ月前)</li> <li>・保護者が公序良俗に反し、円滑な保育園の運営ができないと判断した場合</li> <li>・保育児童の体調が著しく悪く通常の保育に耐えられない場合</li> <li>・保育園「プチアンジェ上尾」規約に違反した場合</li> <li>・支払期日を遵守しない場合</li> <li>・利用継続が不可能であると運営会社が認めたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<p>&lt;喫煙&gt;当園の敷地内は全域禁煙とする。</p> <p>&lt;宗教活動・政治活動・営利活動&gt;他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動の一切を禁止とする。</p>
入園について	<p>事前に説明会を行いますので、お子様と同伴でお越しください</p> <p>入園時に必要な書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① プチアンジェ上尾の契約書2部</li> <li>② 重要事項同意書2部</li> <li>③ 家庭調査票</li> <li>④ 健康保険証・子ども医療受給資格証の写し</li> <li>⑤ 緊急お引渡しカード</li> </ol> <p>送り迎えの可能性のある方(両親・祖父母等)3枚写真を貼付(集合写真も可)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑥ 勤務証明書(就労証明書)</li> <li>⑦ 個人情報使用同意書</li> <li>⑧ 母子手帳の写し(予防接種)・健康診断書(3ヶ月以内)</li> <li>⑨ 企業主導型保育事業 連携契約書2部</li> <li>⑩ 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入同意書</li> <li>⑪ 食物アレルギー調査票</li> <li>⑫ 登園許可証</li> </ol>



	<p>⑬ 投薬依頼書  ⑭ セキュリティーカード  ⑫～⑮については、コピーしてお使いください。</p>
毎朝の体温などの確認	登園前に必ず体温や健康状態などの確認を行い連絡帳にご記入ください
登園について	<p>①登園は9:00までをお願い致します。欠席や遅刻の場合は8:00までに連絡(①メール②電話)をお願いします。</p> <p>※職員はメール確認を8:00、13:00、17:00に行います。確認後、返信が必要な場合は返信いたしますが、連絡のみのメールには返信しませんので、ご了承くださいようお願い致します。</p> <p>急ぎの連絡は、電話でお願い致します。</p> <p>②お父様、お母様の家をでる時間が遅い方に合わせて登園してください。  (例:家を出る時間が父7時、母9時→母と一緒に登園)</p> <p>③ 登降園時セキュリティーカードをインターホンにかざして下さい。</p>
お迎えについて	①代理人の方が引き取る場合は、必ず事前にその方の名前等を通知してください。その際、代理人はセキュリティーカード及び身分証明書を持参してください。
延長保育依頼及びお迎えが遅れる場合	<p>原則、前日17時までにお申し出ください。当日も受け付けはしますが、<b>保育士の確保が難しい場合は、お断りすることがあります。</b></p> <p>※詳細は別途「お願い」に記載してあります。</p>
感染症について	<p>① 伝染病(第一種、第二種)の場合は完治したという<u>登園許可証</u>が必要になります。<u>登園許可証は園指定のもの</u>になります。(医師が記入して印をもらうもの/医師の許可を受けて保護者が記入するもの)</p> <p>感染症の種類によって様式が異なります。詳細は、別紙「登園許可証について」を参照し提出して下さい。</p> <p><b><u>ご提出をいただかないと、登園できません。</u></b></p>
予防接種に関して	<p>①接種の日はお休みをしていただくか、又は午後の予約をお願い致します。</p> <p>予防接種を受けた場合は、その後ご家庭で様子を見てください。</p> <p>②家庭調査票への追記もお願いします。</p>

アレルギー疾患 及び 体質に関して	<p>①保育園生活をより安心して安全に過ごせるようにするために、「アレルギー疾患に対する生活管理指導表」のご提出をお願い致します。（調査票・指導表は園よりお渡しさせていただきます。）</p> <p>②喘息、アレルギー、痙攣などの体質のお子様に関しては正確に記入をしてください。お子様を安全に保育する上で欠かせない情報です。正確な情報の記載をお願いいたします。</p> <p>※初めて食べるものやアレルギー負荷に関しては、保護者様のお仕事がお休みの日にお試してください。</p>
投薬について	<p>①病院に受診する際は、保育園に通っていることをお伝えし、伝染病が流行している場合は、そちらもお伝えしてください。</p> <p>②投薬は原則、園内では行なっておりません。</p> <p>医師に朝、夕2回の投薬を相談してください。やむおえない場合には処方された薬のみ当日の朝お預かりします。その際必ず、園指定の「<u>投薬依頼書（1日分で1枚）</u>」に記入、押印していただきます。また、シロップなどの水薬、塗り薬は1回分のみを別容器に入れお持ちください。薬の袋や容器に必ず名前と食前か食後かを明記してください。薬と一緒に薬局から出る「薬の名前、種類、日付、用法、用量」が記されている用紙のコピーをつけてください。（投薬が数日続く場合、毎日手続きが必要です。）</p> <p>※痙攣になりやすい方は、座薬のお預かりはできますが、挿入は保護者様になります。</p>
その他	<p>プチアンジェでは病児保育、その他の特殊な専門知識や専門の設備等が必要であり、かつマンツーマンの個別保育を必要とする保育はできませんので予めご了承下さい。</p>

#### (14) 嘱託医

医療機関の名称	医療法人慈籐会 伊藤内科医院
医院長名	院長 伊藤 喜三男
所在地	埼玉県上尾市上1572-1
電話番号	048-771-1470

### (15) 嘱託歯科医

医療機関の名称	パパ歯科クリニック
医院長名	院長 中村 有良
所在地	埼玉県上尾市緑丘 3-3-11-2 PAPA 上尾ショッピングアベニュープリンセス棟 1階
電話番号	048-778-0888

※十分に注意をはらって保育をしておりますが、万が一事故が発生した状況次第では、保護者の方に連絡の上、園指定の病院にて診察をすることがあります。

### (16) 緊急時における対応方法

①保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ 連絡をとるなど必要な措置を講じます。
②保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。その場合、治療費は保護者の負担となります。

### 【管轄する消防署】

消防署名	上尾市消防本部
所在地	上尾市上尾村 537
電話番号	048-775-1311

### 【管轄する警察署】

警察署名	上尾警察署
所在地	埼玉県上尾市本町 5丁目 1-1
電話番号	048-773-0110

### (17) 非常災害対策

防火管理者	相原 志穂美
消防計画 届出年月日	令和3年11月1日

避難訓練	火災及び地震を想定した避難及び消火訓練（月 1 回）を実施します。尚、年 2 回は消防長または消防機関に実施計画書を提出しております。 不審者を想定した避難訓練を年 2 回実施します
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・避難はしご
避難場所	第 1 避難場所：春日第 1 公園　　第 2 避難場所：富士見小学校
緊急時の 連絡手段	<p>①避難先の表示</p> <p>保育園を離れる場合は、行き先がわかるように門に掲示を出す。 また災害用伝言ダイヤル（171）へ避難場所等を登録する。</p> <p>※災害用伝言ダイヤルの使用法</p> <p>○情報を登録する場合（保育園関係者が父母へメッセージを残す場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「171」をダイヤル</li> <li>・音声案内に従って「1」をダイヤル</li> <li>・保育園の電話番号「048-871-6315」をダイヤル</li> <li>・伝言内容を録音</li> </ul> <p>○情報を聞きたい場合（父母がメッセージを聞きたい場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「171」をダイヤル</li> <li>・音声案内に従って「2」をダイヤル</li> <li>・保育園の電話番号「048-871-6315」をダイヤル</li> <li>・伝言内容を聞く</li> </ul> <p>②園児の引渡し、残留園児の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、火災、風水害等の災害、事件、事故等により通常の保育が不可能となった場合、園児は速やかに保護者に引き渡す。また引渡しの際は、名簿と照合のうえ日時を記入する。</li> <li>・保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保育園または避難場所において保護者が引き取りに来るまで保護する。</li> </ul>

### （18）保育園における児童虐待への報告義務

育児放棄や説明のつかない傷などが見受けられた場合や疑わしい場合でも、法律の定めにより保育園には児童虐待などの報告義務があります。

また、当園では子どもの人権の擁護及び職員による虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとします。

【管轄する警察署・児童相談所】

上尾警察署	埼玉県上尾市本町5丁目1-1 TEL 048-773-0110
中央児童相談所	上尾市上尾村1242番地1 TEL 048-775-4152 FAX 048-770-1055

閉園後のお子様の保護について（平日 20:00 / 土・日・祝日 18:00）

①いかなる場合の延長(災害時・電車遅延・車渋滞等)・・・15分 2,000円(当日払い)

また、保育士が帰宅にかかった交通費・宿泊費用は別途加算して請求させていただきます。

②保護者に平日20時(土・日・祝日18時)以降に連絡が取れなかった場合は、中央児童相談所(TEL 048-775-4152)及び上尾警察(TEL 048-773-0110)に連絡し、対応していただきます

(19) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	相原 志穂美	施設長
相談・苦情解決責任者	外石 馨	代表取締役
第三者委員	藤田 浩祐	TEL:048-797-8296
		所属：法務事務所リラウド 役職：行政書士
	藤波 三枝	TEL:048-729-4687
		所属：上尾市民生委員 上尾西地区 柏座1丁目西側(7～10)

【要望・苦情等への対応方法】

※ 文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

文書送付先：〒362-0073 埼玉県上尾市宮本町4-2 相談・苦情担当宛て

## (20) 賠償責任保険の加入状況

※法律上の損害賠償に基づいた対応

保険会社	AIG 損害保険株式会社
保険の内容	賠償責任・生産物保険
保険金額	生産物 1 名につき最高 3,000 万円/1 事故につき最高 5 億円

※保育中のけがに対応

保険の内容	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険金額	加入時の同意書に明記（別紙）

## (21) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であったものが知り得た個人情報は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

- ・従業員：「秘密保持契約」の締結（入社時必須事項）
- ・事業者：個人情報保護法の遵守<個人情報保護法にかかる対応>・就業規則 個人情報保護法・条項の遵守